

報告第 16 号

小城市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

このことについて、別紙のとおり報告する。

平成 30 年 6 月 28 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

報告理由

子ども・子育て支援法施行令（平成二十四年法律第六十五号）の一部が改正となり、拠出金の充当対象拡大の関係で法施行令第 23 条が 3 項建ての規定から 1 項建ての規定に変更され、小城市子ども・子育て支援法施行細則中で同条を引用しているため改正となる。

小城市規則第 17 号

小城市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

小城市子ども・子育て支援法施行細則（平成 27 年小城市規則第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 40 条及び附則第 6 条中「令第 23 条第 3 項」を「令第 23 条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

小城市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年小城市規則第25号）の一部を改正する規則 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（施設型給付費等負担対象額の特例に関し市町村が定める額）</p> <p>第40条 府令第56条第1号又は第2号の事由があると認めて支給認定保護者の負担を軽減するよう利用者負担額を定めた場合についての令第24条第1項の規定により読み替えられた<u>令第23条第3項</u>各号の市町村が定める額は、当該支給認定保護者について定めた利用者負担額に相当する額とする。</p> <p>2 府令第56条第3号又は第4号の事由があると認めて支給認定保護者の負担を軽減するよう利用者負担額を定めた場合についての令第24条第1項の規定により読み替えられた<u>令第23条第3項</u>各号の市町村が定める額として、府令第57条第2項各号に掲げる支給認定子どもの区分に応じ、当該各号に定める額のうちから選択する額は、第20条第1項の規定により当該支給認定保護者が該当するものとみなされる階層区分についての政令限度額（令第4条から令第7条まで及び令第9条から令第13条までに定める額をいう。）に相当する額とする。</p> <p>3 前項に規定する場合であって、負担額算定基準子どもが同一世帯に2人以上いるときの当該支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもに関する令第24条第1項の規定により読み替えられた<u>令第23条第3項</u>各号の市町村が定める額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に定める額とする。</p>	<p>（施設型給付費等負担対象額の特例に関し市町村が定める額）</p> <p>第40条 府令第56条第1号又は第2号の事由があると認めて支給認定保護者の負担を軽減するよう利用者負担額を定めた場合についての令第24条第1項の規定により読み替えられた<u>令第23条</u>各号の市町村が定める額は、当該支給認定保護者について定めた利用者負担額に相当する額とする。</p> <p>2 府令第56条第3号又は第4号の事由があると認めて支給認定保護者の負担を軽減するよう利用者負担額を定めた場合についての令第24条第1項の規定により読み替えられた<u>令第23条</u>各号の市町村が定める額として、府令第57条第2項各号に掲げる支給認定子どもの区分に応じ、当該各号に定める額のうちから選択する額は、第20条第1項の規定により当該支給認定保護者が該当するものとみなされる階層区分についての政令限度額（令第4条から令第7条まで及び令第9条から令第13条までに定める額をいう。）に相当する額とする。</p> <p>3 前項に規定する場合であって、負担額算定基準子どもが同一世帯に2人以上いるときの当該支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもに関する令第24条第1項の規定により読み替えられた<u>令第23条</u>各号の市町村が定める額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に定める額とする。</p>

(1)及び(2) (略)

附 則

(施設型給付費等の支給の基準に関する経過措置)

第6条 令附則第18条第2項の規定により令第24条の規定を読み替えて適用する場合における第40条の規定の適用については、同条中「令第24条第1項」とあるのは「令附則第18条第2項の規定により読み替えられた令第24条第1項」と、「令第23条第3項各号」とあるのは「令第23条第3項第1号、第2号、第3号、第7号及び第9号」と、同条第1項中「利用者負担額を」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イの市町村が定める額、同項第2号イ(1)の当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額、同号ロ(1)の市町村が定める額、法第28条第2項第3号の市町村が定める額、法第29条第3項第2号の市町村が定める額、法第30条第2項第1号の当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額、法附則第9条第1項第3号イ(1)の市町村が定める額、法第30条第2項第3号の市町村が定める額又は法附則第9条第1項第3号ロ(1)の当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額（以下この項及び次項においてこれらを「特定利用者負担額」という。）を」と、「利用者負担額に」とあるのは「特定利用者負担額に」と、同条第2項中「利用者負担額」とあるのは「特定利用者負担額」と、「第16条第1項」とあるのは「第16条第1項（附則第3条第2項において準用する場合を含む。）」と、

(1)及び(2) (略)

附 則

(施設型給付費等の支給の基準に関する経過措置)

第6条 令附則第18条第2項の規定により令第24条の規定を読み替えて適用する場合における第40条の規定の適用については、同条中「令第24条第1項」とあるのは「令附則第18条第2項の規定により読み替えられた令第24条第1項」と、「令第23条 各号」とあるのは「令第23条 第1号、第2号、第3号、第7号及び第9号」と、同条第1項中「利用者負担額を」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イの市町村が定める額、同項第2号イ(1)の当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額、同号ロ(1)の市町村が定める額、法第28条第2項第3号の市町村が定める額、法第29条第3項第2号の市町村が定める額、法第30条第2項第1号の当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額、法附則第9条第1項第3号イ(1)の市町村が定める額、法第30条第2項第3号の市町村が定める額又は法附則第9条第1項第3号ロ(1)の当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額（以下この項及び次項においてこれらを「特定利用者負担額」という。）を」と、「利用者負担額に」とあるのは「特定利用者負担額に」と、同条第2項中「利用者負担額」とあるのは「特定利用者負担額」と、「第16条第1項」とあるのは「第16条第1項（附則第3条第2項において準用する場合を含む。）」と、

「令第13条まで」とあるのは「令第13条まで（これらの規定を令附則第12条から第16条までにおいて準用する場合を含む。）」とする。

「令第13条まで」とあるのは「令第13条まで（これらの規定を令附則第12条から第16条までにおいて準用する場合を含む。）」とする。